平成２２年（フ）第１２８８１号
東京都北区上十条３丁目27―４
債務者　古橋惠美子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４０号
青森県上北郡東北町上北南１丁目31番地1242
コーポフォレストＢ―３
債務者　福井ヒデ子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
青森市大字油川字船岡43番地16
債務者　鶴谷　　徹
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
青森県五所川原市大字松野木字福泉118番地１
債務者　佐々木智也
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
青森県五所川原市大字新宮字岡田26番地２
債務者　山口　　薫
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１０５３１号
東京都世田谷区上馬１丁目12―10
債務者　宮坂　昌幸
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８７１号
東京都新宿区北新宿１丁目10―12―103
債務者　上長根翔子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７号
沖縄県うるま市字田場1944番地
債務者　池宮城　健
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２６号
沖縄県沖縄市桃原３丁目19番17号
債務者　ハリソン　アニータ（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２９号
沖縄県沖縄市泡瀬１丁目５番17号
債務者　宮城　初江
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１３２号
沖縄県中頭郡北中城村字荻道34番地
債務者　安里　佑介
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４３７号
静岡県藤枝市北方1443番地の１
債務者　前島　龍久
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８０号
静岡市駿河区東新田４丁目１番　市営東新田高層団地第３―303号、住民票上の住所静岡市駿河区東新田４丁目１番３―303号
債務者　尾﨑　俊博
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８９号
静岡県焼津市大島1683番地の６、旧住所静岡県焼津市八楠２丁目２番地の23
債務者　藁科あけみ
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９号
島根県浜田市黒川町3758番地　３―315
債務者　須見　和江
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部